【改正後全文】

平成14年12月4日 厚生労働省発老第1114003号 平成15年11月14日 厚生労働省発老第1119001号 平成16年11月19日 厚生労働省発老第1216001号 平成17年12月16日 厚生労働省発老第0119003号 平成19年1月19日 厚生労働省発老第1128001号 平成19年11月28日 厚生労働省発老第1227001号 平成19年12月27日 厚生労働省発老第1125001号 平成20年11月25日 厚生労働省発老1216第3号 平成21年12月16日 厚生労働省発老1118第3号 平成22年11月18日 平成22年12月28日

厚生労働省発老第1204001号 厚生労働省発老0228第1号 平成25年2月28日 厚生労働省発老0204第1号 平成26年2月4日 厚生労働省発老0213第5号 平成26年2月13日 厚生労働省発老1203第2号 平成26年12月3日 厚生労働省発老0417第1号 平成27年4月17日 厚生労働省発老0824第7号 平成27年8月24日 厚生労働省発老0912第1号 平成28年9月12日 厚生労働省発老1011第1号 平成29年10月11日 厚生労働省発老0919第2号 平成30年9月19日 厚生労働省発老0226第1号 平成31年2月26日 厚生労働省発老1228第1号 厚生労働省発老1007第1号 令和元年10月7日 厚生労働省発老1109第1号 厚生労働省発老0909第1号 平成23年11月9日 令和2年9月9日 厚生労働省発老1011第1号 令和3年10月11日 最終改正 厚生労働省発老1018第1号 令和4年10月18日

都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長

厚生労働事務次官

介護保険事業費補助金の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「介護保険事業費補助金交付要綱」により行う こととされ、平成14年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村等に対して国庫補助を行うことと されている部分について、貴管内市町村等に対する周知につき配慮願いたい。

介護保険事業費補助金交付要綱

(通 則)

1 介護保険事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生省労働省令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2 この補助金は、介護保険法(平成9年法律第123号)第184条に基づき、都道府県 に設置される介護保険審査会の運営に要する経費等の一部又は全部を補助することにより、 介護保険制度の円滑な施行に資することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は次の事業を交付の対象とする。
- (1) 認定調查員研修事業

平成20年6月4日老発第0604001号厚生労働省老健局長通知の別添1「認定 調査員研修実施要綱」に基づき、都道府県又は指定都市(以下「都道府県等」という。) が行う事業

(2)介護認定審査会委員研修事業

平成20年6月4日老発第0604001号厚生労働省老健局長通知の別添2「介護 認定審査会委員研修実施要綱」に基づき、都道府県等が行う事業

(3) 主治医研修事業

平成20年6月4日老発第0604001号厚生労働省老健局長通知の別添3「主治 医研修実施要綱」に基づき、都道府県等が行う事業

(4) 介護認定審查会運営適正化研修事業

平成20年6月4日老発第0604001号厚生労働省老健局長通知の別添4「介護 認定審査会運営適正化研修実施要綱」に基づき、都道府県等が行う事業

(5) 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業

平成12年5月1日老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知の別添1「障害者ホームへルプサービス利用者に対する支援措置事業実施要綱」に基づき、市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合(以下「市町村等」という。)が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(6) 社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額 軽減制度事業

平成12年5月1日老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知の別添2「社会福祉 法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業 実施要綱」に基づき、市町村等が行う事業に対して都道府県が補助する事業 (7) 離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業

平成12年5月1日老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知の別添3「離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業実施要綱」に基づき、市町村等が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(8) 中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減措置事業

平成12年5月1日老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知の別添4「中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減措置事業実施要綱」に基づき、市町村等が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(9) 介護サービス情報の公表制度支援事業

平成24年4月6日老発0406第3号厚生労働省老健局長通知の別紙「介護サービス情報の公表制度支援事業実施要綱」に基づき、都道府県等が行う事業

- (10) 認知症施策等総合支援事業
 - ア 認知症介護研究・研修センター運営事業

平成12年5月8日老発第477号厚生省老人保健福祉局長通知の別紙「認知症介護研究・研修センター運営要綱」に基づき、社会福祉法人が行う事業に対して東京都、愛知県及び仙台市が補助する事業

- イ 認知症総合戦略推進事業
 - (ア) 平成26年7月9日老発0709第3号厚生労働省老健局長通知の別添1「認知症総合戦略推進事業実施要綱」に基づき、都道府県等が行う事業及び市町村等が行う事業
 - (イ) 平成30年3月29日老発0329第2号厚生労働省老健局長通知の別紙「全国若年性認知症支援センター運営事業実施要綱」に基づき、愛知県が行う事業及び社会福祉法人等が行う事業に対して愛知県が補助する事業
- ウ 認知症疾患医療センター運営事業

平成26年7月9日老発0709第3号厚生労働省老健局長通知の別添2「認知症疾患医療センター運営事業実施要綱」に基づき、都道府県等が行う事業

(11) 高齢者権利擁護等推進事業

平成28年3月31日老発0331第30号厚生労働省老健局長通知の別紙「高齢者権利擁護等推進事業実施要綱」に基づき都道府県が行う事業

(12) 広域連合設立等に伴うシステム構築事業

平成20年8月8日老発第080801号厚生労働省老健局長通知の別紙「広域連合設立等に伴うシステム構築事業実施要綱」に基づき、市町村等が行う事業

(13) 離島等サービス確保対策事業

平成30年5月9日老発0509第3号厚生労働省老健局長通知の別紙「離島等サービス確保対策事業実施要綱」に基づき、都道府県が行う事業及び市区町村(指定都市及び中核市に限る。)が行う事業並びに市区町村(指定都市及び中核市を除く。)が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(14) 高齢者生きがい活動促進事業

平成31年4月24日老発0424第1号厚生労働省老健局長通知の別添「高齢者生きがい活動促進事業実施要綱」に基づき、市区町村が行う事業並びに同要綱3に定めるNPO法人等が行う事業に対して市区町村が補助する事業

(15) 介護報酬改定等に伴うシステム改修事業

平成26年12月3日老発1203第1号厚生労働省老健局長通知の別紙「介護報酬改定等に伴うシステム改修事業実施要綱」に基づき、都道府県及び市町村等が行う事業

- (16) 介護職員処遇改善加算等の取得促進支援事業
 - ア 平成30年3月28日老発0328第5号厚生労働省老健局長通知の別紙「介護職員処遇改善加算の取得促進支援事業実施要綱」に基づき、都道府県等が行う事業
 - イ 平成30年3月28日老発0328第5号厚生労働省老健局長通知の別紙「介護職員処遇改善加算の取得促進支援事業実施要綱」に基づき、社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県等が補助する事業
- (17) 高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業

平成30年4月9日老発0409第9号厚生労働省老健局長通知の別紙「高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業実施要綱」に基づき、都道府県及び市区町村が行う事業

(18) 介護関連データ利活用に係る基盤構築事業

令和3年8月10日老発0810第3号厚生労働省老健局長通知の別紙「令和3年度 介護関連データ利活用に係る基盤構築事業(市町村分)実施要綱」に基づき、市町村等 が行う事業

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、次の表の第2 欄に定める種目ごとの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (1) 3の(1)、(2)、(3)、(4)、(9)、(11)、(12)、(15)、(17)、(18)及び(16)のうちアの事業、(10)のうちのイの(ア)、イの(イ)(愛知県が行う事業分)及びウの事業並びに(13)のうち都道府県が行う事業及び市区町村が行う事業のうち指定都市又は中核市が行う場合及び(14)のうち市区町村が行う事業
 - ア 次の表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して 少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少な い方の額を選定する。

イ アにより選定された額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(2)3の(13)のうち都道府県が行う事業であって、「医療介護提供体制改革推進交付金、 地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営につい て」(平成26年9月12日医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号)別記2の 2(39)離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業とあわせて実施する事業 ア 次の表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して 少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない 方の額を選定する。

イ アにより選定された額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(3) 3の(10)のアの事業

- ア 次の表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して 少ない方の額と、総事業費から収入額(寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較 して少ない方の額を選定する。
- イ アにより選定された額と東京都、愛知県又は仙台市が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。
- (4) 3の(10)のイの(イ)の事業(社会福祉法人等が行う事業に対して愛知県が補助する事業分)
 - ア 次の表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して 少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額(間接補助事業者が社会福祉法 人等の営利を目的としない法人の場合は寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較 して少ない方の額を選定する。
 - イ アにより選定された額と愛知県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額と する。
- (5) 3の(5)、(6)、(7)、(8)の事業並びに(13)のうち市区町村が行う事業(4の(1)の場合を除く)に対して都道府県が補助する事業
 - ア 次の表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して 少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少な い方の額を選定する。
 - イ アにより選定された額に、4分の3を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを 比較して少ない方の額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。
- (6) 3の(14)のうち市区町村が補助する事業及び(16)のイの事業
 - ア 次の表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して 少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額(間接補助事業者が社会福祉法 人等の営利を目的としない法人の場合は寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比 較して少ない方の額を選定する。
 - イ アにより選定された額と市区町村又は都道府県等が補助した額とを比較して少ない 方の額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
認定調査員 研修事業	認定調査員研 修事業	厚生労働大臣が 必要と認めた額	認定調査員研修事業に必要 な報償費、旅費、需用費、役 務費、委託料、使用料及び賃 借料	1/2
介護認定審 查会委員研 修事業	介護認定審査 会委員研修事 業	厚生労働大臣が 必要と認めた額	介護認定審査会委員研修事 業に必要な報償費、旅費、需 用費、役務費、委託料、使用 料及び賃借料	1/2

主治医研修事業	主治医研修事業	厚生労働大臣が 必要と認めた額	主治医研修事業に必要な報 償費、旅費、需用費、役務費、 委託料、使用料及び賃借料	1/2
介護認定審 查会運営適 正化研修事 業	介護認定審査 会運営適正化 研修事業	厚生労働大臣が 必要と認めた額	介護認定審査会運営適正化 研修事業に必要な報償費、旅 費、需用費、役務費、委託料、 使用料及び賃借料	1/2
障害者ホー ムヘルプサ ービス利用 者に対する 支援措置事 業	障害者ホーム ヘルプサービ ス利用者に対 する支援措置 事業	厚生労働大臣が 必要と認めた額	障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置 事業に必要な賃金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、負担金、報酬、給料、職員手当等、補助金、交付金、扶助費、繰出金	2/3
社会等計に護ビ利額を選がいる者を対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、	社会福祉法人等に者の選挙をはるとは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	厚生労働大臣が必要と認めた額	社会福祉法人等による生計 困難者等に対する介護保険 サービスに係る利用者負担 額軽減制度事業に必要な賃金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、負担金、報酬、給料、職員手当等、補助金、交付金、扶助費、繰出金	2/3
離島等地域 における特別地域加算 に係る利用 者負担額軽 減措置事業	離島等地域に おける特別地 域加算に係る 利用者負担額 軽減措置事業	厚生労働大臣が 必要と認めた額	離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業に必要な賃金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、負担金、報酬、給料、職員手当等、補助金、交付金、扶助費、繰出金	2/3
中山間地域 等けるが に係る利用 者負担額事業 減措置事業	中山間地域等 の地域におけ る加算に係る 利用者負担額 軽減措置事業	厚生労働大臣が 必要と認めた額	中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額 軽減措置事業に必要な賃金、 旅費、需用費、役務費、使用 料及び賃借料、負担金、報酬、 給料、職員手当等、補助金、 交付金、扶助費	2/3

介護サービ ス情報の公 表制度支援 事業	介護サービス 情報の公表制 度支援事業	厚生労働大臣が 必要と認めた額	介護サービス情報の公表制 度支援事業に必要な需用費、 役務費、委託料、使用料及び 賃借料、備品購入費、負担金、 報酬、給料、職員手当等、報 償費、旅費、通信運搬費	1/2
認知症施策 等総合支援 事業	認知症介護研 究・研修セン ター運営事業	厚生労働大臣が 必要と認めた額	認知症介護研究・研修センタ 一が行う事業に必要な報酬、 給料、職員諸手当等、共済費、 賃金、報償費、旅費、需用費、 役務費、委託料、使用料及び 賃借料、備品購入費、補助金	定額
認知症施策等総合支援事業	認知症総合戦 略推進事業	厚生労働大臣が 必要と認めた額	認知症総合戦略推進事業の 実施に必要な給料、職員手当 等、共済費、賃金、報償費、 報酬、旅費、需用費、役務費、 委託料、使用料及び賃借料、 備品購入費、負担金、補助金 及び交付金	1/2
		全国若年性認知 症支援センター 運営事業 厚生労働大臣が 必要と認めた額	全国若年性認知症支援センター運営事業に必要な賃金、報償費、給料、職員手当等、共済費、報酬、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金	定額
	認知症疾患医療センター運営事業	厚生労働大臣が 必要と認める額	認知症疾患医療センターの 運営事業に必要な賃金、報 酬、給料、職員手当等、共済 費、報償費、旅費、需用費、 役務費、使用料及び賃借料、 空床確保にかかる経費、委託 料	1/2

高齢者権利 擁護等推進 事業	高齢者権利擁護等推進事業	厚生労働大臣が 必要と認める額	高齢者権利擁護等推進事業 の実施に必要な賃金、報償 費、報酬、給料、職員手当等、 旅費、需用費、役務費、委託 料、使用料及び賃借料、備品 購入費、負担金	1/2
広域連合設 立等に伴う システム構 築事業	広域連合設立 等に伴うシス テム構築事業	厚生労働大臣が 必要と認めた額	広域連合設立等に伴うシス テム構築事業に必要な賃金、 旅費、需用費、役務費、委託 料、使用料及び賃借料、備品 購入費、負担金、報酬、給料、 職員手当等	1/2
離島等サービス確保対策事業	離島等サービス確保対策事業	厚生労働大臣が 必要と認めた額	離島等サービス確保対策事業に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金	2/3 (4(1)の 場合 1/2 4(2)の 場合 3/4
高齢者生き がい活動促 進事業	高齢者生きが い活動促進事 業	厚生労働大臣が 必要と認めた額	高齢者生きがい活動促進事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金	定額
介護報酬改 定等に伴う システム改 修事業	介護報酬改定 等に伴うシス テム改修事業 (都道府県実 施分及び市町 村実施分(一 般分))	厚生労働大臣が 必要と認めた額	介護報酬改定等に伴うシステム改修事業(都道府県実施分及び市町村実施分(一般分))に必要な賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、報酬、給料、職員手当等	1/2
	介護報酬改定 等に伴うシス テム改修事業 (市町村実施 分(介護ワン ストップサー ビス実施分))	厚生労働大臣が 必要と認めた額	介護報酬改定等に伴うシステム改修事業(市町村実施分(介護ワンストップサービス実施分))に必要な賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、報酬、給料、職員手当等	1/2

	介護報酬改定 等に伴うション (市町村定個大学を (特報データートでは では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	厚生労働大臣が 必要と認めた額	介護報酬改定等に伴うシステム改修事業(市町村実施分(特定個人情報データ標準レイアウト改版分))に必要な賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、報酬、給料、職員手当等	2/3
介護職員処 遇改善加算 等の取得促 進支援事業	介護職員処遇 改善加算等の 取得促進支援 事業	厚生労働大臣が 必要と認めた額	介護職員処遇改善加算等の 取得促進支援事業に必要な 報酬、給与、報償費、賃金、 職員諸手当等、共済費、旅費、 役務費、使用料及び賃借料、 委託料、需用費、補助金	10/10
高齢者向け 集合住宅関 連事業所指 導強化推進 事業	高齢者向け集 合住宅関連事 業所指導強化 推進事業	厚生労働大臣が 必要と認めた額	高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	定額
介護関連データ利活用 に係る基盤 構築事業	介護関連データ利活用に係る基盤構築事業(市町村分)	厚生労働大臣が 必要と認めた額	介護関連データ利活用に係 る基盤構築事業(市町村実施 分)に必要な賃金、旅費、需 用費、役務費、委託料、使用 料及び賃借料、備品購入費、 負担金、報酬、給料、職員手 当等	1/2

(交付の条件)

- 5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業に要する経費の種目間における経費の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い方の額の10%以内の変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

ただし、介護報酬改定等に伴うシステム改修事業(市町村実施分(介護ワンストップサービス実施分及び特定個人情報データ標準レイアウト改版分))については、それぞれその他の種目間における経費の配分の変更をしてはならない。

- (2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その 収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良 な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (9) 都道府県及び市区町村は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (10) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(1) から(7) に 掲げる条件と間接補助事業者が地方公共団体の場合には(8)、地方公共団体以外の場合 には「補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び 地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)に は、別紙様式第7により、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日 までに速やかに都道府県知事に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除 税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都道府県に返還しなければな らない。」及び「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出 について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事 業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年 間保管しておかなければならない。」の条件を付さなければならない。この場合において (1) から(4) 及び(6) 中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」と、(5) 中「厚生労働大臣の承認」とあるのは、「都道府県知事の承認」と読み替えるものとする。
- (11) 市区町村は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(1) から(7) に掲げる条件と「補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、別紙様式第7により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市区町村長に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市区町村に返還しなければならない。」及び「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日

(事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。」の条件を付さなければならない。この場合において(1)から(4)及び(6)中「厚生労働大臣」とあるのは、「市区町村長」と、(5)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは、「市区町村長の承認」と読み替えるものとする。

- (12)(10)又は(11)により付した条件に基づき、都道府県知事又は市区町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。
- (13) 間接補助事業者から財産の処分による収入又は間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。また、間接補助事業者から仕入控除税額に係る報告を受けたときは、別紙様式第7による報告書に関係書類を添えて速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

(申請手続)

- 6 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。
- (1) 都道府県知事並びに指定都市及び中核市の市長は、別紙様式第2の(1)による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。ただし、指定都市及び中核市の市長においては、3の(12)、(14)、(15)、(17)及び(18)の事業に係る補助金の交付申請を除くものとする。
- (2) 市町村等(埼玉県、神奈川県、京都府、兵庫県及び愛媛県管内の市町村等を除く。)の長は、3の(14)及び(15)の事業について、当該事業分を別葉にして、別紙様式第2の(3)による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとし、都道府県知事は、別紙様式第2の(3)の申請書を受理し、その内容を審査し必要に応じて現地調査等を行い適正と認めたときは、これを取りまとめの上、別紙様式第2の(1)により関係書類を添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。
- (3) 京都府管内市町村等の長は、3の(14)及び(15)の事業について、当該事業分を別葉にして、別紙様式第2の(3)による申請書に関係書類を添えて、京都府知事が定める日までに京都府知事に提出して行うものとし、京都府知事は、別紙様式第2の(3)の申請書を受理し、これを取りまとめの上、別紙様式第2の(2)により関係書類を添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。
- (4) 神奈川県管内市町村等の長は、次により行うものとする。
 - ア 3の(15)の事業について、別紙様式第2の(3)による申請書に関係書類を添 えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。
 - イ 3の(14)の事業について、(2)を準用する。この場合において、「都道府県 知事」とあるのは「神奈川県知事」と読み替えるものとする。
- (5) 埼玉県管内市町村等の長は、次により行うものとする。
 - ア 3の(15)の事業について、(2)を準用する。この場合において、「都道府県 知事」とあるのは「埼玉県知事」と読み替えるものとする。
 - イ 3の(14)の事業について、(3)を準用する。この場合において、「京都府知事」とあるのは「埼玉県知事」と読み替えるものとする。

- (6) 愛媛県管内市町村等の長は、3の(14)及び(15)の事業について、当該事業分を別葉にして、別紙様式第2の(3)による申請書に関係書類を添えて、愛媛県知事が定める日までに愛媛県知事に提出して行うものとし、愛媛県知事は、別紙様式第2の(3)の申請書を受理し、その内容を審査し適正と認めたときは、これを取りまとめの上、別紙様式第2の(2)により関係書類を添えて別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。
- (7) 兵庫県管内市町村等の長は、次により行うものとする。
 - ア 3の(15)の事業について、(2)を準用する。この場合において、「都道府県 知事」とあるのは「兵庫県知事」と読み替えるものとする。
 - イ 3の(14)の事業について、(3)を準用する。この場合において、「京都府知事」とあるのは「兵庫県知事」と読み替えるものとする。
- (8) 市町村等(指定都市、中核市を除く)の長は、3の(10)のイの(ア)の事業について、別紙様式第2の(3)による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。
- (9) 市町村等の長は、3の(12)の事業について、別紙様式第2の(4)による申請書 に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。
- (10) 市区町村(指定都市及び中核市を含む。)の長は、3の(17)の事業について、別紙様式第2の(4)による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。
- (11) 市町村等の長は、3の(18) の事業について、別紙様式第2の(3) による申請 書に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

- 7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行 う場合には、次により行うものとする。
- (1) 都道府県知事並びに指定都市及び中核市の市長は、別紙様式第3の(1)による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。ただし、指定都市及び中核市の市長においては、3の(12)、(14)、(15)、(17)及び(18)の事業に係る補助金の変更交付申請を除くものとする。
- (2) 市町村等(埼玉県、神奈川県、京都府、兵庫県及び愛媛県管内の市町村等を除く。)の長は、3の(14)及び(15)の事業について、当該事業分を別葉にして、別紙様式第3の(3)による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとし、都道府県知事は、別紙様式第3の(3)の申請書を受理し、その内容を審査し必要に応じて現地調査等を行い適正と認めたときは、これを取りまとめの上、別紙様式第3の(1)により関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。
- (3) 京都府管内市町村等の長は、3の(14)及び(15)の事業について、当該事業分を別葉にして、別紙様式第3の(3)による申請書に関係書類を添えて、京都府知事が定める日までに京都府知事に提出して行うものとし、京都府知事は、別紙様式第3の(3)の申請書を受理し、これを取りまとめの上、別紙様式第3の(2)により関係書類を添

えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

- (4) 神奈川県管内市町村等の長は、次により行うものとする。
 - ア 3の(15)の事業について、別紙様式第3の(3)による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。
 - イ 3の(14)の事業について、(2)を準用する。この場合において、「都道府県 知事」とあるのは「神奈川県知事」と読み替えるものとする。
- (5) 埼玉県管内市町村等の長は、次により行うものとする。
 - ア 3の(15)の事業について、(2)を準用する。この場合において、「都道府県 知事」とあるのは「埼玉県知事」と読み替えるものとする。
 - イ 3の(14)の事業について、(3)を準用する。この場合において、「京都府知事」とあるのは「埼玉県知事」と読み替えるものとする。
- (6) 愛媛県管内市町村等の長は、3の(14)及び(15)の事業について、当該事業分を別葉にして、別紙様式第3の(3)による申請書に関係書類を添えて、愛媛県知事が定める日までに愛媛県知事に提出して行うものとし、愛媛県知事は、別紙様式第3の(3)の申請書を受理し、その内容を審査し適正と認めたときは、これを取りまとめの上、別紙様式第3の(2)により関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。
- (7) 兵庫県管内市町村等の長は、次により行うものとする。
 - ア 3の(15)の事業について、(2)を準用する。この場合において、「都道府県 知事」とあるのは「兵庫県知事」と読み替えるものとする。
 - イ 3の(14)の事業について、(3)を準用する。この場合において、「京都府知事」とあるのは「兵庫県知事」と読み替えるものとする。
- (8) 市町村等(指定都市、中核市を除く)の長は、3の(10)のイの(ア)の事業について、別紙様式第3の(3)による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。
- (9) 市町村等の長は、3の(12) の事業について、別紙様式第3の(4) による申請書 に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。
- (10) 市区町村(指定都市及び中核市を含む。)の長は、3の(17)の事業について、別紙様式第3の(4)による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。
- (11) 市町村等の長は、3の(18) の事業について、当該事業分を別葉にして、別紙様式第3の(3) による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

8 厚生労働大臣は6又は7に定める申請書が到達した日から起算して、原則として2月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(補助金の概算払)

9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内に

おいて概算払をすることができる。

(交付決定の通知)

- 10 この補助金の交付決定の通知は、次により行うものとする。
 - (1) 都道府県知事(神奈川県、京都府及び兵庫県の知事を除く。)は、3の(14)及び(15)の事業に係る補助金について厚生労働大臣の交付の決定があったときは、市町村等の長に対し、別紙様式第4の(1)又は別紙様式第4の(2)により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。
 - (2) 神奈川県知事は、3の(14)の事業、兵庫県知事は、3の(15)の事業に係る補助金について厚生労働大臣の交付の決定があったときは、市町村等の長に対し、別紙様式第4の(1)又は別紙様式第4の(2)により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

(実績報告)

- 11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。
 - (1) 都道府県知事並びに指定都市及び中核市の市長は、当該年度の事業が完了したときは、別紙様式第5の(1)による事業実績報告書に関係書類を添えて翌年度6月末日(ただし、5の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日。(4)のア、(7)のイ及び(8)の規定において同じ。)までに厚生労働大臣に提出して行わなければならない。ただし、指定都市及び中核市の市長においては、3の(12)、(14)、(15)、(17)及び(18)の事業に係る補助金の事業実績報告を除くものとする。
 - (2) 市町村等(埼玉県、神奈川県、京都府、兵庫県及び愛媛県管内の市町村等を除く。)の長は、3の(14)及び(15)の事業について当該年度の事業が完了したときは、当該事業分を別葉にして、別紙様式第5の(3)による事業実績報告書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日(ただし、5の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日。(3)((5)のイ及び(6)のイにおいて準用する場合を含む。)及び(7)の規定において同じ。)までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、別紙様式第5の(3)の書類を受理し、その内容を審査し必要に応じて現地調査等を行い適正と認めたときは、これを取りまとめの上、別紙様式第5の(1)により関係書類を添えて翌年度6月末日までに厚生労働大臣に提出して行わなければならない。
 - (3) 京都府管内市町村等の長は、3の(14)及び(15)の事業について当該年度の事業が完了したときは、別紙様式第5の(3)による事業実績報告書に関係書類を添えて京都府知事が定める日までに京都府知事に提出し、京都府知事は、別紙様式第5の(3)の書類を受理し、これを取りまとめの上、別紙様式第5の(2)により関係書類を添えて翌年度6月末日までに厚生労働大臣に提出して行わなければならない。
 - (4) 神奈川県管内市町村等の長は、次により行うものとする。
 - ア 3の(15)の事業について、当該年度の事業が完了したときは、別紙様式第5 の(3)による事業実績報告書に関係書類を添えて翌年度6月末日までに厚生労働 大臣に提出して行わなければならない。

- イ 3の(14)の事業について、(2)を準用する。この場合において、「都道府県 知事」とあるのは「神奈川県知事」と読み替えるものとする。
- (5) 埼玉県管内市町村等の長は、次により行うものとする。
 - ア 3の(15)の事業について、(2)を準用する。この場合において、「都道府県 知事」とあるのは「埼玉県知事」と読み替えるものとする。
 - イ 3の(14)の事業について、(3)を準用する。この場合において、「京都府知事」とあるのは「埼玉県知事」と読み替えるものとする。
- (6) 愛媛県管内市町村等の長は、3の(14)及び(15)の事業について当該年度の事業が完了したときは、別紙様式第5の(3)による事業実績報告書に関係書類を添えて愛媛県知事が定める日までに愛媛県知事に提出し、愛媛県知事は、別紙様式第5の(3)の書類を受理し、その内容を審査し適正と認めたときは、これを取りまとめの上、別紙様式第5の(2)により関係書類を添えて翌年度6月末日までに厚生労働大臣に提出して行わなければならない。
- (7) 兵庫県管内市町村等の長は、次により行うものとする。
 - ア 3の(15)の事業について、(2)を準用する。この場合において、「都道府県 知事」とあるのは「兵庫県知事」と読み替えるものとする。
 - イ 3の(14)の事業について、(3)を準用する。この場合において、「京都府知 事」とあるのは「兵庫県知事」と読み替えるものとする。
- (8) 市町村等(指定都市、中核市を除く)の長は、3の(10)のイの(ア)の事業について当該年度の事業が完了したときは、別紙様式第5の(3)による事業実績報告書に関係書類を添えて翌年度6月末日までに厚生労働大臣に提出して行わなければならない。
- (9) 市町村等の長は、3の(12)の事業について当該年度の事業が完了したときは、別紙様式第5の(4)による事業実績報告書に関係書類を添えて翌年度6月末日までに厚生労働大臣に提出して行わなければならない。
- (10) 市区町村(指定都市及び中核市を含む。)の長は、3の(17)の事業について、別紙様式第5の(4)による事業実績報告書に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。
- (11) 市町村等の長は、3の(18) の事業について当該年度の事業が完了したときは、 別紙様式第5の(3) による事業実績報告書に関係書類を添えて翌年度6月末日までに 厚生労働大臣に提出して行わなければならない。
- (12)(2)((4)のイ、(5)のア及び(7)のアにおいて準用する場合を含む。)、(3) ((5)のイにおいて準用する場合を含む。)及び(6)の規定において、事業の中止又 は廃止の承認を受けた事業に係る事業実績報告書の都道府県知事から厚生労働大臣への 提出期限は、別に定める日とする。

(補助金の返還)

12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(補助金の額の確定の通知)

- 13 この補助金の額の決定は、次により行うものとする。
 - (1) 都道府県知事(埼玉県、神奈川県、京都府及び兵庫県の知事を除く。)は、3の(14)及び(15)の事業に係る補助金について厚生労働大臣の交付額の確定の通知があったときは市町村等の長に対し別紙様式第6により、速やかに確定の通知を行うものとする。
 - (2) 神奈川県知事は、3の(14)の事業に係る補助金について厚生労働大臣の交付額の確定の通知があったときは市町村等の長に対し別紙様式第6により、速やかに確定の通知を行うものとする。
 - (3) 埼玉県知事は、3の(15)の事業に係る補助金について厚生労働大臣の交付額の 確定の通知があったときは市町村等の長に対し別紙様式第6により、速やかに確定の 通知を行うものとする。
 - (4) 兵庫県知事は、3の(15)の事業に係る補助金について厚生労働大臣の交付額の 確定の通知があったときは市町村等の長に対し別紙様式第6により、速やかに確定の 通知を行うものとする。

(その他)

14 特別の事情により4、6、7及び11に定める算定方法及び手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。